

市民館大ホール等の優先申請を受け付けています **(第1次申請のご案内)**

川崎市では、文化振興に寄与する催し物や事業について、市民館の大ホール等を一般抽選より前に利用申請（以下、優先申請）を行うことができる制度を実施しています。優先申請を行うには、年4回開催している利用調整会議に諮る必要があります。御不明な点は教育文化会館・各市民館（以下、各館）か利用調整会議事務局（以下、事務局）までお問い合わせください。

※教育文化会館大ホールについては、平成30年4月1日から閉鎖となりました。

- 対象事業
 - ・川崎市の文化振興に寄与する事業で、企画から実施までに長期間の日程を要するもの。
- 申請条件
 - ・申請団体の活動拠点が川崎市内であること。
 - ・利用を希望する日は、同じ施設では月に1回のみ、かつ1ヶ月のうち連続して4日以内であること。また、土日祝日の使用は1ヶ月のうち各1回であること。
 - ・同じ事業と判断できる申請が他にないこと（複数申請は不可）。
- 受付期間
 - ・次の表の期間中に各館で受け付けます。（裏面の具体例参照）

| 利用する月 | 受付期間（第1次申請） |
|----------|----------------------|
| 4・5・6 | 利用年月の前年の1月4日～1月11日 |
| 7・8・9 | 利用年月の前年の4月1日～4月8日 |
| 10・11・12 | 利用年月の前年の7月1日～7月8日 |
| 1・2・3 | 利用年月の前々年の10月1日～10月8日 |

- 利用調整会議について
 - ・大ホール優先申請利用調整会議は、学識者、利用団体代表、社会教育委員、教育文化会館・市民館運営審議会委員、関係行政機関職員で構成された委員から意見を聴取し、教育委員会が優先申請の可否を決定します。
 - ・利用調整会議は年に4回（4月、7月、10月、1月）開催し、3ヶ月分をまとめて会議に回り、結果は市民館より通知いたします。

【利用調整会議での着目点】

- ・川崎市の文化振興に寄与する事業であるか。
- ・企画から実施までに長期間の日程を要する事業であるか。
- ・これまでにどのような活動実績・公演等があるか。
- ・出演者・演目・入場料等の見込みなど、企画の具体性・実現性があるか。
- ・企画実施のための運営体制はどのようになっているか。



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

申請から決定までのおおまかな流れ

- ① 申請を行う団体は、受付期間中に、利用を希望する館の窓口で「優先申請企画書（第1次）」と関係資料を提出してください。（申請書は窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます）
- ② 各館は、書類の記入漏れや添付書類に不備がないか等の確認を行い、申請書類一式を事務局へ送ります。
- ③ 事務局では企画書や関係資料が揃っていることを確認し、利用調整会議に提出します。
- ④ 利用調整会議で申請内容等について図り、教育委員会が優先申請事業に該当する申請を承認（不承認）します。
- ⑤ 申請のあったすべての団体に、市民館から結果を通知します。
- ⑥ 承認された団体については、通知文に記載されている受付期間に「優先申請企画書（第2次）」と関係資料を提出してください。再び上記②～⑤の手順を経て、市民館から結果を通知します。なお、大ホール等の利用後は、1ヶ月以内に利用報告書の提出が必要です。また、利用調整会議委員や事務局職員が、当日の公演を見学させていただく場合があります。

〔具体例〕

平成31年10月の利用を希望する場合

- 平成30年7月1日～8日の間に利用を希望する館に第1次企画書と関係資料を提出します。
- ↓
- 平成30年7月の利用調整会議にて承認された場合は、平成31年7月1日～8日の間に利用を希望する館に第2次企画書と関係資料を提出します。

申請に必要な書類（第1次申請）

※第2次申請や報告に必要な書類は該当後にご案内します。

- | | |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 優先申請企画書（第1次） | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 〔別紙〕タイムスケジュール | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 団体の規約、団体の活動経歴、申請事業に関する詳細の企画内容 | 各1部 |

《ご注意ください》

- 申請は、郵送・メール・FAXでは受理できません。受付期間中に、必ず館の窓口に持参してください。
- すべての書類が揃わない場合は、受理できません。また、資料の内容も申請時点で最新のものに更新してください。

【問い合わせ先 一覧】

〔市民館〕（ ）は窓口の受付時間。休館日：第3月曜日ほか施設点検日

- 幸市民館（8：30～21：00）電話 044-541-3910
- 中原市民館（8：30～21：00）電話 044-433-7773
- 高津市民館（8：30～21：00）電話 044-814-7603
- 宮前市民館（8：30～21：00）電話 044-888-3911
- 多摩市民館（8：30～21：00）電話 044-935-3333
- 麻生市民館（8：30～21：00）電話 044-951-1300

〔利用調整会議 事務局〕

- 教育委員会事務局生涯学習推進課
電話 044-200-3303



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市